


# 第8章 計画推進に向けた評価体制

本計画の取組を着実に進めていくため、取組の推進体制や評価体制について整理する。

- 
- | 8-1 | 計画の推進状況の評価体制
  - | 8-2 | 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築
  - | 8-3 | 今後の協議会開催の想定スケジュール

## 8-1 | 計画の推進状況の評価体制

本計画を運用するに当たって計画の推進状況の評価体制やP D C Aサイクルによる評価・検証方法、計画期間内における協議会の想定スケジュールを以下に示す。

計画の内容を着実に実施していくためには、評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを行い、計画の進捗状況を管理することが重要である。また、施策・事業の実施状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しを行う必要がある。

推進状況の評価は、本計画の策定で協議を行ってきた、「北海道上川地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、各年度と計画期間全体でP D C Aサイクルに基づいた評価・検証を行う。

また、本計画の目標を達成するためには、交通事業者のみならず、公共交通の利用者である地域住民や関連団体の理解と協力が不可欠であり、地域の一人一人が公共交通を維持することの大切さを考え、主体的に取り組むことが重要である。そのため、関係者の役割や必要な取組を明確化することで、本地域における持続可能な公共交通ネットワークを構築する。

表 8-1 計画推進状況の評価体制

区分	組織名	区分	組織名	
国	北海道運輸局旭川運輸支局	地方公共団体	剣淵町	
地方公共団体	旭川市		下川町	
	士別市		美深町	
	名寄市		音威子府村	
	富良野市		中川町	
	鷹栖町		幌加内町	
	東神楽町		北海道上川総合振興局	
	当麻町		関係する 交通事業者等	道北バス株式会社
	比布町			旭川電気軌道株式会社
	愛別町			名士バス株式会社
	上川町	士別軌道株式会社		
	東川町	ふらのバス株式会社		
	美瑛町	ジェイ・アール北海道バス株式会社		
	上富良野町	北海道旅客鉄道株式会社		
	中富良野町	北海道エアポート株式会社		
	南富良野町	関係する 道路管理者		北海道開発局旭川開発建設部
	占冠村		北海道上川総合振興局旭川建設管理部	
	和寒町	関係する公安委員会	北海道警察旭川方面本部	

出典：北海道上川地域公共交通活性化協議会名簿（令和4年（2022年）11月24日時点）

表 8-2 計画推進に向けた関係者とその役割

関係者	役割	内容
地域住民	公共交通の積極的な利用等	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など
上川総合振興局 関係市町村 国	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など

## 8-2 | 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築

本計画（Plan）の推進に当たり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（Do）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（Check）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（Action）を行う。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すとともに、施策・事業に反映し（Plan）、着実に施策・事業を実施（Do）する。

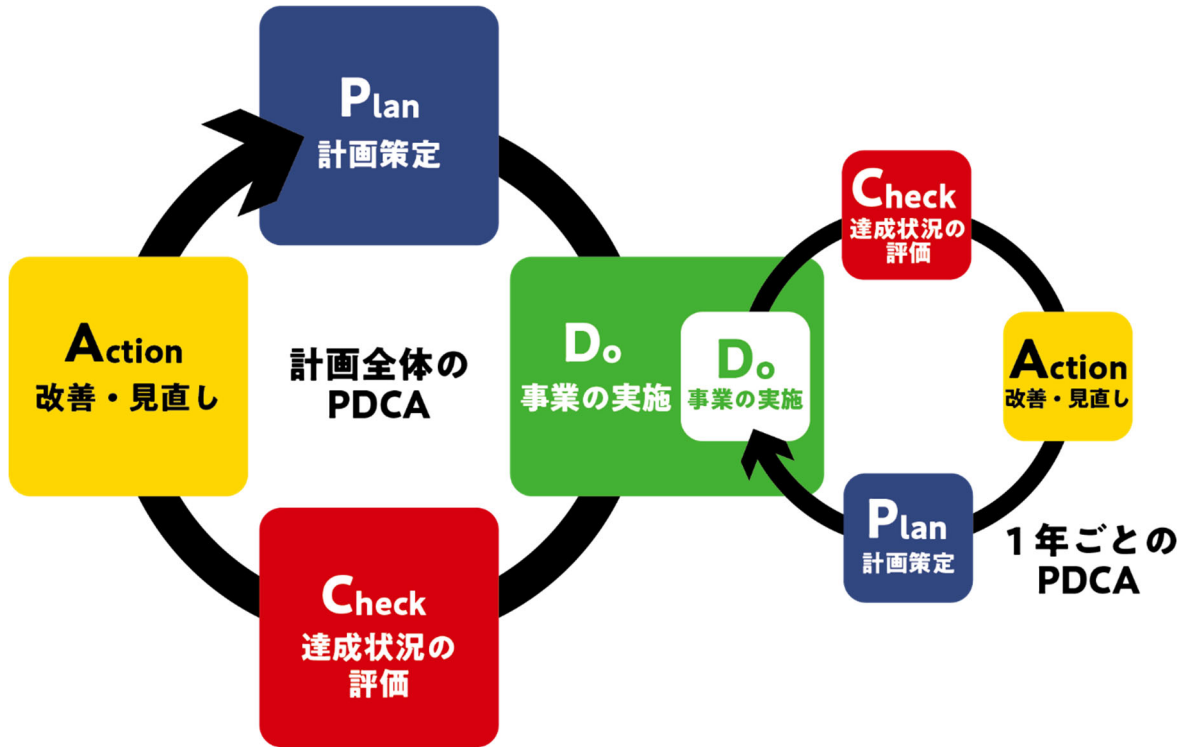


図 8-1 PDCAサイクルによる評価・検証の流れ

本計画は、上記のPDCAサイクルを回しながら進捗を管理して運用する。なお、PDCAサイクルの運用に当たっては、毎年度、北海道上川地域公共交通活性化協議会及びエリア別検討会を開催し、構成機関の認識の共有を図る。

## 8-3 | 今後の協議会開催の想定スケジュール

継続的で実効性のある施策・事業の実現に向け、8-2 によるP D C Aサイクルを回しながら計画を推進していくため、以下のスケジュールにより北海道上川地域公共交通活性化協議会を開催する。

なお、取組の実施状況などにより、施策・事業の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合は、以下のスケジュールによらず随時開催するなど、状況に応じた協議を柔軟に実施していく。

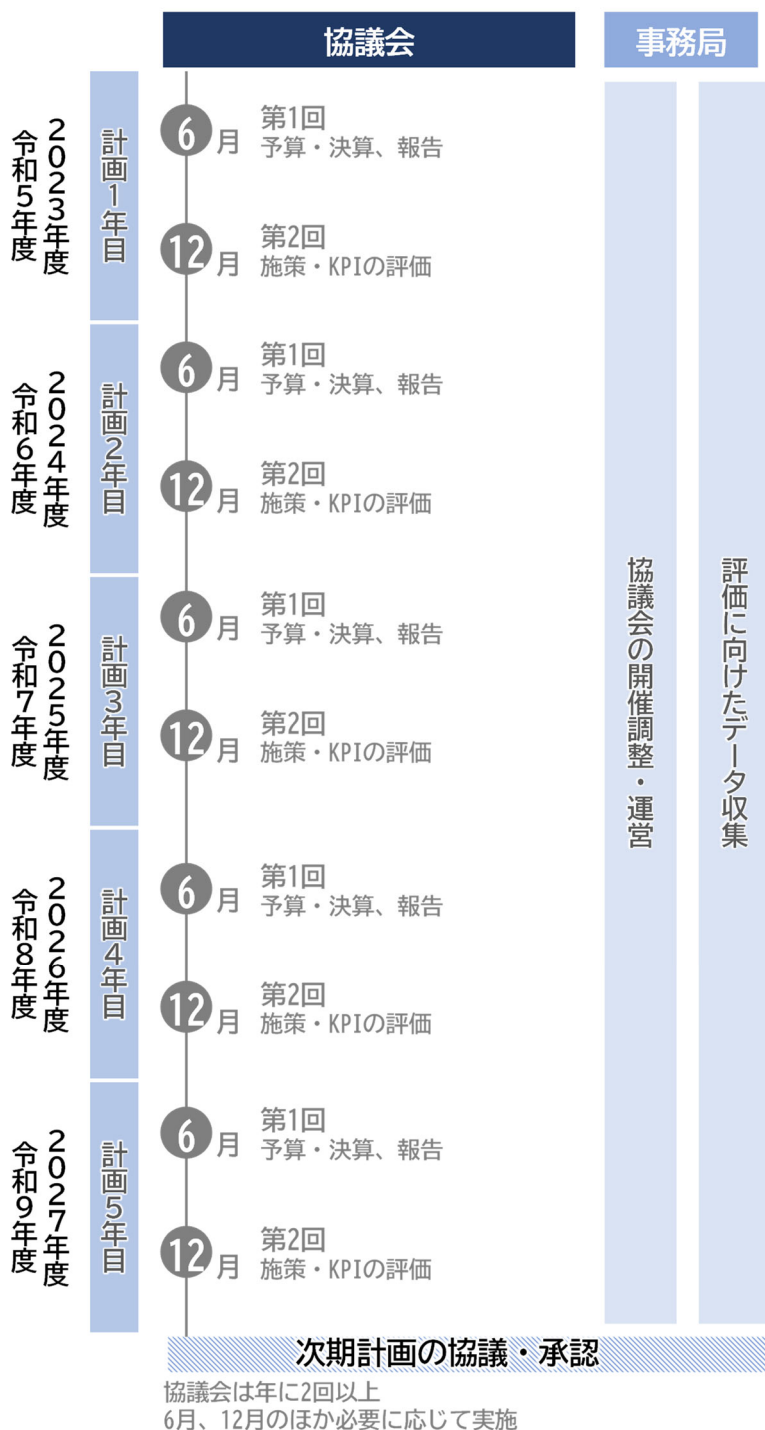


図 8-2 北海道上川地域公共交通活性化協議会の開催スケジュール (案)

- 1 はじめに
- 2 計画の位置づけ
- 3 上川地域の地域特性・現況
- 4 上川地域の移動に関する現況
- 5 上川地域の公共交通の課題
- 6 計画の将来像及び基本方針・目標
- 7 目標達成のための施策と目標値設定
- 8 計画推進に向けた評価体制

## 北海道上川地域公共交通計画

## □ 附属資料

## 1. 北海道上川地域公共交通活性化協議会規約

## 北海道上川地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道上川地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な業務

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、北海道上川総合振興局副局長をもって充てる。
  - 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
  - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
  - 6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
  - 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
  - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
  - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
  - (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
  - (5) 協議会の解散に関する事項
  - (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、会長が指名した者がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。



- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
（エリア別検討会）
- 第7条 第3条各号に掲げる事業について検討を行う必要があるときは、協議会にエリア別検討会を置くことができる。
- 2 エリア別検討会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。  
（協議結果の尊重義務）
- 第8条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。  
（守秘義務）
- 第9条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定するエリア別検討会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
（事務局）
- 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道上川総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
- （1） 総会の運営に関すること。
- （2） 協議会の経費の執行及び管理に関すること。
- （3） 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
（財務）
- 第11条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
（協議会が解散した場合の措置）
- 第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。
- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。



## 北海道上川地域公共交通計画

(剰余金等の処理)

第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年2月1日から施行する。



## 2. 北海道上川地域公共交通活性化協議会の開催経緯

開催日	開催内容
令和4年 2月 1日	北海道上川地域公共交通活性化協議会の設立
令和4年 2月 15日	令和3年度 第1回協議会総会（書面開催） 1) 協議会役員の名指について 2) 協議会事務局規程（案）、文書管理規程（案）、会計規程（案）など各種規程について 3) エリア別検討会設置要綱（案）について 等
令和4年 4月 19日	令和4年度 第1回協議会総会（書面開催） 1) 令和4年度事業計画（案）について 2) 令和4年度協議会収支予算（案）について 3) 北海道上川地域公共交通計画策定支援委託業務について 4) 各種例規の制定について（案） 5) 協議会規約の一部改正について（案）
令和4年 12月 6日	令和4年度 第2回協議会総会（書面開催） 1) 北海道上川地域公共交通計画の第1章、第2章、第3章について
令和5年 00月 00日	

1 はじめに

2 計画の位置づけ

3 上川地域の  
地域特性・  
現況

4 上川地域の  
移動に関する  
現況

5 上川地域の  
公共交通の  
課題

6 計画の将来像及び  
基本方針・目標

7 目標達成のための  
施策と目標値設定

8 計画推進に向けた  
評価体制

